

重 要 事 項 説 明 書 (施 設 用)

(指定短期入所療養介護用)

(指定介護予防短期入所療養介護用)

事 項	説 明 内 容															
1. 施設名	群馬県知事許可 [介護老人保健施設] 群馬老人保健センター 陽光苑															
2. 代表者名	管理者(施設長) 高玉 真光															
3. 所在地	〒371-0847 前橋市大友町三丁目26-8 電話 027-253-3310 Fax 027-254-3302															
4. 事業の目的及び運営方針	(目的) 要介護と認定された者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練等必要な医療を行うとともに日常生活上の世話をし、在宅復帰を促進します。 (運営方針) 老人保健法に基づき、入所者の自立を支援し、その家庭への復帰を目指すもので、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。															
5. 施設の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 敷 地 4,874 m²○ 建 物 鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積 3,202 m² 〈一般棟(2階)、認知症専門棟(3階)〉 利用定員 100名○ 居 室 <table border="1"><thead><tr><th>居室の種類</th><th>室 数</th><th>面積 (m²)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人部屋</td><td>10</td><td>144</td></tr><tr><td>2人 "</td><td>6</td><td>145</td></tr><tr><td>3人 "</td><td>2</td><td>174</td></tr><tr><td>4人 "</td><td>18</td><td>672</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">○ 主な設備<ul style="list-style-type: none">・浴室(一般・機械浴) 121 m²・食 堂 200 m²・レクリエーションルーム 67 m²・機能訓練室 120 m²・デイルーム 45 m²その他 診察室、談話室、家族相談室、家族介護教室、ボランティアルームなど	居室の種類	室 数	面積 (m ²)	1人部屋	10	144	2人 "	6	145	3人 "	2	174	4人 "	18	672
居室の種類	室 数	面積 (m ²)														
1人部屋	10	144														
2人 "	6	145														
3人 "	2	174														
4人 "	18	672														

6. 職員の職種、員数及び職務内容	職種	人員	職務内容
	苑長 (施設長)	名 1	・職員の指揮監督等苑務を処理する。
	医師	2名以上	・看護師を指導し、入所者の病状の管理・診察を行う。
	支援相談員	3名以上	・入所者及び家族の遭遇上の相談、入退所事務、レクリエーション指導等を行う。
	看護師	14名以上	・医師の指導のもと入所者の看護（介護）及び保健衛生業務を行う。
	介護員	40名以上	・入所者の生活全般及びレクリエーション指導・介護の業務を行う。
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	10名以上	・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による機能訓練を行う。
	薬剤師	1名	・薬剤業務を行う。
	管理栄養士	2名以上	・給食・献立の作成及び栄養指導を行う。
	介護支援専門員	2名以上	・施設サービス計画作成等の業務を行う。
	事務員	4名以上	・庶務・会計・介護報酬等の請求事務等を行う。
注：() 内は施設職員のうち兼務である職員数である。			
職員の研修体制			
全国老人保健施設協会の施設大会、基礎研修、実地研修等への参加、群馬県老人保健施設協会の施設大会、各種研修会への参加、その他専門分野の各種講習会、講演会等への職員の参加を行っています。又職位別、職種別の研修他、研修委員会で定期的に研修を開催したり、職員の資格取得についても支援し、職員の資質の向上を図っています。			
7. 営業日及び営業時間	1日24時間 年中無休		

8. サービスの内容	<p>〈病状管理〉 医師等による入所者の病状管理等を行います。</p> <p>〈食事介助〉 入所者各人に合った朝・昼・夕の食事提供や介助を行います。 常食に替わって誕生会、おたのしみ会、季節の行事食等、 多彩なメニューでお楽しみいただける日があります。</p> <p>〈入浴介助〉 入所者の状況に応じて一般浴又は機械浴を週2回以上行います。</p> <p>〈排泄介助〉 適時、適切なおむつ交換、排泄介助を行います。</p> <p>〈機能回復訓練〉 理学療法士や作業療法士等が多勢で密度の濃い、きめ細かい指導訓練を行います。</p> <p>〈レクリエーション〉 玉入れ等各種遊技、合唱、カラオケ、音楽療法、ボランティアによる演奏、コーラス、舞踊等を行います。</p> <p>〈行事〉 誕生会、節分、節句、桜の花見、バラ園散歩、夏祭り、十五夜、運動会、餅つき大会、クリスマス会等を行います。</p>
9. 利用料及びその他の費用の額	別紙のとおり
10. 通常の事業実施地域	事業所の通常の事業実施地域は前橋市（旧大胡町・旧宮城村・旧粕川村及び旧富士見村の区域を除く。）、旧群馬町、吉岡町とする。
11. 身体の拘束等	入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、入所者又は家族に対し、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を説明し、同意を得るとともに、その経緯を記録しておくものとします。
12. 緊急時における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、火災等の災害発生に際しては、消防署等に連絡をするとともに緊急時連絡網により全職員を召集し、自衛消防隊等によって入所者の生命等の安全確保を図ります。 ・施設長は、入所者の状態等、緊急措置を要する場合には、直ちに併設病院と連携し、必要な措置を講ずるとともに市町村等関係機関とも緊密な連携を図り、解決にあたります。

13. 苦情処理の体制	<p>入所者及びその家族等からの苦情は、施設内に設置された「苦情処理担当者」(支援相談員)が受け、内部検討又は関係機関と連絡協議等をして迅速、適切な改善処置を行い、問題の解決を図ります。</p> <p>[苦情相談窓口]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬老人保健センター陽光苑 (電) 027-253-3310 ・前橋市介護高齢福祉課 (電) 027-890-6152 ・群馬県国民健康保険団体連合会 (電) 027-290-1323
14. 第三者評価	非実施